

■ ライフステージ別取組方針および目標

ライフステージ および歯科的特徴	取組方針(施策の方向性) (要約)	具体的な取組み (要約)
胎児および妊婦 ●歯ができはじめる時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦期における栄養・食行動等歯科保健に関する知識の普及 ■ 妊婦期の歯科健康診査、歯科保健指導による生活習慣改善の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が行う妊婦健診および歯科保健指導等の機会における栄養・食行動等に関する妊婦への指導 ■ 市町村が行う妊婦歯科健康診査および妊婦歯科保健指導の促進 ■ 歯科保健指導者研修会等の開催により、市町村の歯科保健指導者の資質を向上
乳幼児期(0～3歳) ●乳歯が生え始める時期 ●食べる機能が発達してくる時期 ●乳歯の歯並びが完成する時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に対する、不規則な食生活に伴うむし歯の発生を防止するための知識を普及 ■ フッ化物による歯質強化とむし歯予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1歳6か月児歯科健康診査や3歳児歯科健康診査の場を活用し、パンフレット等により保護者等にむし歯の原因や甘味食品・飲料の摂取方法等歯科保健知識や情報を提供 ■ 1歳6か月児歯科健康診査や3歳児歯科健康診査の場を活用したフッ化物塗布の促進 ■ 母と子のよい歯のコンクール等によるむし歯予防意識の高揚
幼児期(4～5歳) ●第一大臼歯が生え始める時期 ●乳歯に混じって永久歯が生え始める時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者および保育従事者に対する正しい歯の磨き方、規則正しい生活習慣を確立するための知識の普及 ■ フッ化物による歯質強化とむし歯予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に対し正しい歯磨き方法や規則正しい生活習慣等を確立するため歯科保健教室等を開催 ■ 園児に対する指導用教材の提供 ■ 保育士や保育従事者に対する歯科保健指導者研修会等の開催により、幼児期のむし歯予防に関する歯科保健知識や情報を提供 ■ フッ化物洗口を実施し、歯質強化とむし歯予防を推進
小学校期 ●乳歯から永久歯へ生えかわる時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯や口の健康を自ら育てる生活習慣の確立に向けた知識の普及 ■ フッ化物による歯質強化とむし歯予防の推進 ■ 外傷による歯の喪失を防止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 養護教諭や保健主事等に指導用教材等を提供し、学校保健における歯科保健指導を充実 ■ 児童にむし歯の原因とその予防に関するパンフレット等を提供 ■ 児童や学校にフッ化物洗口やフッ化物歯磨き剤等フッ化物の利用を普及 ■ 学校歯科医や養護教諭による歯科健診後の個別歯磨き指導等の促進 ■ 学校への歯牙保存液の配備の促進
中・高等学校期 ●永久歯が生えそろう時期 ●歯周病が増加する時期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの口腔状態に応じた個別歯磨き指導の推進 ■ むし歯と歯周病に対する知識の普及 ■ 外傷による歯の喪失を防止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校歯科医や養護教諭による歯科健康診査後の個別歯磨き指導等の促進 ■ 啓発資料の配布等による生徒や保護者へのむし歯と歯周病に関する情報の提供 ■ 養護教諭や保健主事等を対象とする歯科保健指導者研修会等の開催 ■ 学校への歯牙保存液の配備の促進やスポーツ時におけるマウスガード使用の普及

数値目標(目標年次2010年・平成22年)		参 考		ライフステージ
目標(※健康日本21と同じ目標のもの)	数 値	国の目標数値 :健康日本21	国が基準・参考とした数値	
		県の現在値		
妊婦期に栄養・食行動に関する指導を受けている妊婦の割合の増加 (妊娠期における歯科健康状態または母親学級参加について母子手帳の該当欄に記入されているかを調査)	増 加 (1歳6か月 児歯科健診 時に母子手 帳で調査)	な し	な し	胎児および妊婦
		な し		
むし歯のない3歳児の割合の増加※	85%以上	80%以上	59.5% (H10 3歳児歯科健康診査)	乳幼児期
		68.5% (H13 3歳児歯科健康診査)		
甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣を持つ乳幼児の割合の減少※	減 少 (アンケート 調査)	減 少	29.9% (H3 1.6歳児 研究者らによる調査)	
		な し		
3歳までにフッ化物塗布を受けたことのある幼児の割合の増加※	50%以上 (アンケート 調査)	50%以上	39.6% (H5 3歳児歯科疾患実態調査)	
		な し		
むし歯のない4、5歳児の割合の増加	45%以上	な し	38.4% (H14 学校保健統計調査)	幼児期
		35.2% (H14 学校保健統計調査)		
昼食後歯磨きを実施している保育所の割合の増加	増 加 (アンケート 調査)	な し	な し	
		な し		
家庭において仕上げ磨きを受ける幼児の割合の増加	増 加 (アンケート 調査)	な し	な し	
		なし(80% H12 地域連携デンタル対策事業調査)		
フッ化物歯磨き剤を使用している小学生の割合の増加※	90%以上 (アンケート 調査)	90%以上	45.6% (H3 研究者らによる調査)	小学校期
		な し		
むし歯のない小学生の割合の増加	30%以上	な し	26.1% (H14 学校保健統計調査)	
		18.5% (H14 学校保健統計調査)		
12歳児の一人平均むし歯数の減少※ (永久歯：DMF歯数)	1歯以下	1歯以下	2.9本 (H11 学校保健統計調査 H14：2.28本)	中・高等学校期
		2.88本 (H14 学校保健統計調査)		
過去1年以内に個別に歯磨き指導を受けたことのある中学生の割合の増加※	50%以上	30%以上	12.8% (H5 保健福祉動向調査)	
		なし(30% 15~19歳 H12 意識調査)		
歯肉に炎症がある高校生の割合の減少	減 少	な し	な し	
		な し		

■ ライフステージ別取組方針および目標

ライフステージ および歯科的特徴	取組方針(施策の方向性) (要約)	具体的な取組み (要約)
<p>成人・高齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歯周組織が弱くなり、歯周病が増加してくる時期(20歳～) ● 歯の喪失が増加し、食べたり、飲んだり、かんだりする機能が低下する時期(40歳～) ● 入れ歯を装着する人が急増する時期(60歳～) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村における歯科健康診査や歯科保健事業の促進 ■ 職域における歯科健康診査の実施の促進 ■ 定期的な歯科健康診査や歯科保健指導の受診を推進 ■ むし歯と歯周病の予防による歯の喪失防止 ■ 歯の健康が全身の健康に影響を与える等歯科保健の重要性を普及 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が実施する歯科健康診査およびむし歯や歯周病を予防するための歯科保健指導の実施を促進 ■ 歯科保健指導者研修会の開催等により、市町村の歯科保健指導者の資質を向上 ■ 事業者へのパンフレット等の提供により、職域における歯科保健への取組みを促進 ■ 事業者と労働安全衛生機関、歯科保健関係団体との情報交換の促進 ■ かかりつけ歯科医の普及による定期的な歯科健康診査、歯科保健指導、歯石除去等の促進 ■ 一般県民を対象とした歯科保健教室等を開催し、歯間部清掃用器具の効果や喫煙が及ぼす健康影響等についての情報を提供 ■ 8020優秀者表彰・認定証授与、三世代よい歯のコンクール、優良企業表彰などを行い、8020運動に対する意識を高揚 <p>※かかりつけ歯科医(ホームドクター) 一人ひとりの歯と口腔およびアレルギー等の健康状態に応じた適切な治療と予防を行う歯科医のこと</p>

■ 対象別取組方針および目標

ライフステージ および歯科的特徴	取組方針(施策の方向性) (要約)	具体的な取組み (要約)
<p>介護を必要とする人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 口腔ケアを自ら行うことが困難 ● 通院による歯科受診が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 口腔機能低下防止のための口腔ケアの推進 ■ 訪問歯科健康診査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が実施する訪問歯科健康診査や訪問指導の促進 ■ 介護にあたる人に対する歯科保健教室の開催により、口腔ケアの技術や情報を提供 ■ 歯科医療従事者やケアマネージャー等介護保険に従事する人に対する研修会の開催により、口腔機能や口腔ケアに関する専門知識を向上 ■ かかりつけ歯科医の普及による定期的な歯科健康診査、歯科保健指導の促進
<p>障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害の部位や状態により口腔ケアの方法が異なる ● 障害の程度により、訪問による歯科健康診査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の状態に応じた口腔ケアの推進 ■ 訪問歯科健康診査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある人、保護者等を対象に個別の歯科保健指導を行い、口腔ケアの技術や情報を提供 ■ 歯科医療従事者や障害福祉施設等職員に対する研修会の開催により、口腔機能や口腔ケアに関する専門知識を向上 ■ 福井口腔保健センターおよび地域の歯科医療機関をかかりつけの歯科医として普及 ■ 市町村が実施する障害のある人に対する訪問歯科健康診査の促進

数値目標(目標年次2010年・平成22年)		参 考		ライフステージ
目標(※健康日本21と同じ目標のもの)	数 値	国の目標数値 :健康日本21	国が基準・参考とした数値	
			県の現在値	
進行した歯周炎に罹患している者(4ミリ以上のポケットを有する40、50歳)の割合の減少※	40%以下	3割以上の減少	40歳32.0% 50歳46.9% (H9~10 富士宮市モデル事業)	成人・高齢期
			61.4% (H12 8020実態調査)	
24歯以上の自分の歯を有する60歳の割合の増加※	85%以上	50%以上	55~64歳 44.1% (H5 歯科疾患実態調査)	
			75.4% (H12 8020実態調査)	
20歯以上の自分の歯を有する80歳の割合の増加※	20%以上	20%以上	75~84歳 11.5% (H5 歯科疾患実態調査)	
			11.1% (H12 8020実態調査)	
定期的に歯科健康診査を受けている成人・高齢者の割合の増加※	30%以上	30%以上	55~64歳 16.4% (H5 保健福祉動向調査)	
			8.2% (H12 意識調査)	
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている成人・高齢者の割合の増加※	50%以上	30%以上	55~64歳 15.9% (H4 寝屋川市調査)	
			5.8% (H12 意識調査)	
歯間部清掃用器具を使用している成人・高齢者の割合の増加※	50%以上	50%以上	35~44歳19.3% 45~54歳17.8% (H5 保健福祉動向調査)	
			13.3% (H12 意識調査)	
喫煙が及ぼす健康影響について知識を有している成人・高齢者の割合の増加※	100%	100%	歯周病27.3% (H10 喫煙が及ぼす健康問題に関する実態調査)	
			42.6% (H12 意識調査)	

数値目標(目標年次2010年・平成22年)		参 考	ライフステージ
目標(※健康日本21と同じ目標のもの)	数 値		
口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける介護保険従事者や歯科医療従事者等の増加	増 加 (研修会参加者数で調査)	488人 (H13 研修参加者数)	介護を必要とする人
口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける施設職員や歯科医療従事者等の増加	増 加 (研修会参加者数で調査)	183人 (H13 研修参加者数)	障害のある人

第3章 計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

県民の自主的な取組みを基本に、すべての県民が各ライフステージにおいて適切な歯科保健サービスを受けることができるよう、県、市町村、関係団体などが連携し、それぞれの役割に応じて歯科保健施策を推進していきます。

市町村は、地域の実情や住民のニーズに応じた身近で頻度の高い歯科保健サービスを展開します。

県は、計画の周知や歯科保健意識の普及啓発を図るとともに、実態調査、意識調査等により必要な情報の収集提供を行います。また、歯科保健指導従事者等に対する研修を実施するとともに、必要に応じてモデル事業の実施や市町村が行う事業への財政的支援を行います。

歯科専門職能団体(歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会)や関係機関・団体(大学、労働局、医師会、栄養士会、看護協会、食生活改善推進員連絡協議会、身体障害者福祉連合会、薬剤師会、老人クラブ連合会等)はそれぞれの専門性を生かし市町村等が行う歯科保健事業に協力するとともに歯科保健にかかる普及啓発を支援します。

学校、施設、事業所等はそれぞれの関係法令等に基づき、歯科保健対策に取り組みます。

市町村

市町村は、歯科保健に従事する職員の資質向上に努め、生涯を通じて一貫した、住民に身近で頻度の高い歯科保健サービス(歯科健康診査、歯科保健指導、歯科健康教育等)を提供するとともに、歯科専門職能団体等と連携し、効果的な地域歯科保健活動を展開します。

無歯科医地区については、市町村・県・関係団体が巡回診療車や歯科医師派遣等の対応について検討します。

歯科専門職能団体

歯科専門職能団体は、歯科に関する専門的立場から、市町村等が行う歯科保健事業等に対し助言や技術的支援・協力を行うとともに、歯科保健情報の提供や歯科保健に関する普及啓発を行います。

また、歯科医療の高度化、専門化に対応しうる歯科医療従事者の養成確保や資質の向上に努めます。

休日等の救急歯科医療や障害のある人に歯科保健・医療を提供する地域の口腔保健センターなど多様化するニーズへの対応について、県・市町村・関係団体等と検討します。

学校、施設、事業所等

学校、施設、事業所等では、日常の健康管理の中で歯科保健を明確に位置付けて、歯科健康診査や歯科保健指導の実施、歯科保健に関する知識の普及等の取組みを進めます。

進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や取組み状況を、毎年「福井県健康づくり推進協議会歯科保健部会」において報告し、意見をいただきながら、計画の円滑な推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握するために、各ライフステージ別対象別に具体的な歯科保健目標を設定します。

なお、「健康日本21」の中間評価を踏まえ、本県の保健・医療・福祉に関する各種計画との整合性を保ちつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語解説(50音順)

P14,16,18,21

かかりつけ歯科医

一人ひとりの歯と口腔およびアレルギーや既往歴等の健康状態に応じた適切な治療と予防を行う歯科医のことをいいます。

P16

QOLの向上(キューオーエル：クオリティオブライフ)

生活の質の向上のことをいいます。歯科保健の面からいうと、歯および口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎であり、生活の質の向上につながるといわれています。また、歯の喪失が少なくよくかめている者は、生活の質や活動能力が高いということが明らかになっています。

P15

居宅サービス

居宅において受ける保健サービスのことをいいます。

例えば、居宅療養管理指導は介護保険制度の中にあるサービスの一つで病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な居宅の要介護者・要支援者を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理および指導を行うことです。なお、サービス内容に応じて、上記の職種の他、病院・診療所の歯科衛生士と管理栄養士も行います。(歯科衛生士が行うサービスを看護師、保健師等が行うこともできます。)

歯科医師が行うサービス内容には、継続的な歯科医学的な管理(居宅介護支援事業者等への情報提供、介護上必要な口腔衛生等の留意事項、介護方法等についての利用者・家族等への指導・助言)があります。また、歯科衛生士等が歯科医師の指示に基づき訪問歯科衛生指導(口腔内の清掃、入れ歯の清掃等)の实地指導を行います。

P2,15,16,18
21,22

口腔機能

口唇や舌の動き、咀嚼能力や嚥下動作など口腔の運動を含めた機能のことをさします。また、食べるときにどんな食べ物かを知る上で嗅覚、味覚、触覚、温度感覚なども口腔機能に果たす役割は大きいです。

P15,16

誤嚥(ごえん)

飲食物を飲み込む機能が十分に働かず、誤って飲食物が気道から肺に入ってしまうことをいいます。

P8,20

仕上げ磨き

歯磨きが十分に行えない乳幼児や児童のために、乳幼児や児童が自分で歯磨きを行った後、家族や施設の指導者等が歯磨きを行い、磨き残しの点検をすることです。

P10,12,19

歯牙保存液(しがほぞんえき)

スポーツや外傷等で脱落した歯牙を保護するために開発された保存液です。スポーツや外傷などで歯が脱落した場合は、3時間以内であれば歯の再植が可能な場合がありますので、この専用の保存液に浸しすぐにかかりつけの歯科医院へ受診しましょう。

P2,14,21,22

歯間部清掃用器具(しかんぶせいそうようきぐ)

デンタルフロスや歯間ブラシのことをいいます。歯ブラシでは除去が困難な歯と歯の間の歯垢を除去したり、歯と歯ぐきの境の歯垢を除去するのに効果的な清掃用器具です。

P11

歯垢(しこう)

プラークともいいます。歯の表面に付着した微生物のかたまりで、いわゆる歯の汚れです。食べ物の残りではなく、食物中の糖分(主に砂糖)を利用してつくられた細菌のかたまりで、この付着した歯垢により歯ぐきが炎症をおこします。うがいで取り除くことができません。歯ブラシや補助清掃用器具を用いて除去できます。

P14,22

歯周炎(ししゅうえん)

歯肉にとどまらず歯周組織まで広がった炎症です。放っておくと歯の喪失につながります。

P2,11,12,13
14,19,21,22**歯周病(歯周疾患)**

歯肉炎と歯周炎を総称して、歯周病といえます。

P9

歯肉炎(しにくえん)

歯垢が原因で歯肉(歯ぐき)に起こる炎症です。正しい歯磨きの方法で改善できます。しかし、放っておくと歯周炎につながります。

P13,14,22

歯石除去(しせきじょきょ)

歯石とは、歯垢に唾液中のカルシウムやリン等が沈着して固くなったもので、歯ブラシでは除去できません。歯石は表面が粗く細菌が付きやすいことや歯ぐきの中まで沈着し歯周病を引き起こすことから、除去する必要があります。

P13,14,22

歯面清掃(しめんせいそう)

歯に付着した歯垢や着色物(コーヒーやタール等)など、歯や歯ぐきに悪影響を与える付着物を専門の器械により取り除くことです。付着物により、さらに歯垢が付きやすくなったり審美観を損ねます。歯面清掃は歯科医療機関で受けられます。

P1,14

8020(ハチマルニイマル)運動

永久歯28本のうち、自分の歯が20本以上あれば食生活に支障ないという研究報告から、日本人の平均寿命である80歳においても自分の歯を20本保ち、自分の歯で食べる楽しみを味わい、明るく心豊かに毎日をすごそうという趣旨の運動です。

P3

歯の形成

本来は歯の芽ができる時(歯胚形成)から歯の根が完成する(歯根完成)までをさしますが、ここでは歯の芽ができる時から石灰化が進む期間をさします。乳歯は歯の芽の形成が妊娠初期に始まり、石灰化は胎生3~4か月頃から、永久歯の芽は妊娠中期頃からでき始め、石灰化は出生時頃から始まります。

P12,20

一人平均むし歯数(DMF歯数)

D : Decayed teethの略で、永久歯のむし歯で未処置のもの

M : Missing teethの略で、むし歯が原因で抜去された永久歯

F : Filled teethの略で、永久歯のむし歯で処置が完了したもの

$$\text{DMF歯数} = \frac{\text{D歯数} + \text{M歯数} + \text{F歯数}}{\text{被検者数}}$$

P14

福井県歯科保健大会

毎年11月8日を「いいはのひ」と定め、8020運動の推進の一環として 各種コンクールの表彰および講演会などを開催しています。

●8020優秀賞：

原則として、20本以上自分の歯を有している80歳の方を表彰します。

●高齢者よい歯のコンクール：

70歳以上で健康な自分の歯を20本以上有している方を表彰します。

●三世代よい歯のコンクール：

三世代にわたり健康な自分の歯を有している方々を表彰します。

●優良企業表彰：

職員の歯の健康管理を行い、積極的に歯の健康づくりに取り組んでいる事業所を表彰します。

P17,18,21

福井口腔保健センター

障害のある方の歯の治療および口腔衛生管理指導を行っている歯科医療機関です。

診療日時：火・木曜日 午前9時30分~午後4時30分

住所：福井市大願寺3丁目4-1 電話：0776-28-3055

P2,6,7,8,9
10,14,19,20

フッ化物の利用

フッ素は自然に広く存在しているもので、地中や毎日食べる多くの食品中にも微量ながら含まれています。また、人の歯や骨の構成成分としても適量含まれています。

●フッ化物のはたらき

- ①歯の質を丈夫にします。
- ②できはじめのむし歯をなおすことができます。
- ③口の中の細菌の働きを弱めます。

●フッ化物の利用方法

- ①フッ化物塗布…歯科診療所等で歯科医師、歯科衛生士が歯に直接フッ化物を塗布する方法です。
- ②フッ化物洗口(せんこう)…低濃度のフッ化ナトリウム溶液を少量口に含んで洗口(ブクブクうがい)を行う方法です。ブクブクうがいができる人に使用され、毎日法(1日1回法もしくは週5日法ともいわれる)や週1回法などがあり、保育所、幼稚園、学校等において集団で行う場合や家庭で行う場合があります。
- ③フッ化物歯磨き剤の使用…「フッ素入り」や「フッ化ナトリウム配合」などと表示されている歯磨き剤で歯を磨きます。

P12,19

マウスガード

スポーツ時等に起こる外傷や衝撃力から、歯や口唇等および脳への衝撃を防止するために、口の中に装着し歯列と歯肉を覆うものです。個人の口腔(歯列や噛み合わせ)状態に合わせて作るものと既製品とがあります。

P5

味覚や食べる機能の発達

乳児期のお乳を飲むための舌の運動や反射は「咀嚼(食べる機能)」を学習するうえで大切なものです。哺乳期から離乳期の初期、中期、後期にかけて口や舌の運動が始まっています。この運動が食べる機能につながります。

また、味覚はゼロ歳の記憶が生涯にわたり記憶されます。子どもの成長に合わせた調理形態と食品本来の味を大切に薄味の離乳をおこなうことが味覚や食べる機能の発達につながります。

P5,7,9,11

むし歯(う蝕)有病者率

$$\frac{\text{歯科健康診査受診者の内のむし歯罹患者数}}{\text{歯科健康診査受診者総数}} \times 100(\%)$$

■福井県健康づくり推進協議会歯科保健部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名	所属団体等名
市村 孝	会長	福井県老人クラブ連合会
瓜生ヒサ子	会長	福井県食生活改善推進員連絡協議会
加藤三千代	会長	福井県歯科衛生士会
◎ 川畑 紀義	会長	福井県歯科医師会
○ 齊藤 愛夫	副会長	福井県歯科医師会
佐野 和生	教授	福井医科大学
日根 直樹	課長	福井労働局安全衛生課
山田 一郎	常務理事	福井県身体障害者福祉連合会
宮越 洋二	二州健康福祉センター医監	福井県健康福祉センター所長会

◎ 部会長 ○ 副部会長

■福井県健康づくり推進協議会歯科保健部会ワーキング委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名	所属団体等名
市村 孝	会長	福井県老人クラブ連合会
川崎 邦子	副会長	福井県食生活改善推進員連絡協議会
北川 善政	講師	福井医科大学
近藤 貢	理事	福井県歯科医師会
清水清一郎	理事	福井県歯科医師会
虎尾 裕美	理事	福井県歯科衛生士会
永田 俊一	地方労働衛生専門官	福井労働局安全衛生課
早石 典子	理事	福井県歯科衛生士会
広野 澄子	理事	福井県歯科衛生士会
堀江 謙一	理事	福井県歯科医師会
山田 一郎	常務理事	福井県身体障害者福祉連合会
山本有一郎	常務理事	福井県歯科医師会
西山 祐子	二州健康福祉センター企画主査	福井県健康福祉センター所長会